

## 栄養士名簿訂正申請遅延理由書

栄養士法施行令第3条により栄養士名簿の記載事項の訂正は、30日以内に申請しなければなりません。下記の理由により手続きが遅れてしまいました。

今後、このようなことがないように注意いたします。

記

(理由)

年 月 日

住 所  
氏 名

鳥取県知事 平井 伸治 様